

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府と
の間の協定に基づく関税割当制度に関する政令案要綱

- 1．経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該関税割当制度に係る割当ての方法及び基準並びに通関手続等を定めることとする。
- 2．この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成18年法律第17号）附則第1条第7号に規定する日から施行することとする。